広報

金こうなん

村章 昭和51年4月 1日に創定

'**79**·12

No. 115

編 集・発 行

大里郡江南村役場 TEL 36-1521 〒360-01



一七つの祝一

来春、小学校へ入学する186名(男101 人、女85人:昨年は169名)のこどもた ちの健康な成長を祝う「七つの祝」が11月15 日、幼稚園遊戯室でおこなわれました。

無事に成長して、一つの段階を経たことに さぞ、お父さん、お母さんの喜びもひとしお でしょう。

これに対して決算額は、

歳入十

となりました。 出差引額五千四百四十七万一千円 七億)億七千九十一万一千円・歳出十 一千六百四十四万円で歳入歳

館の建設等各種事業を行いました。

一年度と二カ年事業の村民体育

教育における施設・設備の充実・

額は、

千円の規模でありましたが、その 初予算十二億八千七百四十八万一 五回の補正によって最終予算

なりました。 十七億七千百二万二千円と

昭和五十三年度の一般会計は当

会 計 決 算 概

りまして、 たので、 た定例村議会におい 十月十二日までの十二日間にわたって行わ でいます。 昭和五十三年度決算は、 村政 慎重なるご審議をいただき承認されま は 報告いたします。 各行政分野にわたって順調に進 皆さんの深いご理 て、 常任委員会へ付託さ 九月二十七日から 一解と御 協力によ ん

その他

179,000

10.1%

国・県

支出金

426, 799

24.1%

187, 492

10.6%

歳入

1,770,911

千円

村

税

464, 489

26.2%

地方交付税

451, 225

25.5%

n

昭 和 Ŧī. 年 決

寄附金 850千円 0.1% 繰入金 45,000千円 2.5% 分担金及び負担金 21.371千円 1.2% 使用料及び手数料

18,341千円 1.0%

財産収入 59,086千円 3.3% 越 金

29,415千円 1.7% 収 入 13,365千円 0.8% 収

自動車取得税交付金. 31,337千円 1.8% 地方譲与税 29,130千円 1.6%

交通安全対策特別交付金 1,502千円 0.1%

3.5% 商工費 3,769千円 0.2% 議会費 41,867 2.4% 衛生費 78,374 4.6% 消防費 3.9% 67, 123 民生費 111, 319, 6.5% 農林水産業費 536, 232 公債費 31.2% 歳出 155, 092 1,716,440 9.0% 千 円 土木費 141, 301 8.3% 教育費 総務費 397, 361 184,002 23.2% 10.7%

事業として十六路線、 構造改善事業による柴、 九路線、土木費における道路整備 基盤整備事業・農業総合地域施設 建設及び農道整備事業として十 主な事業としては、 主 な また、 業 千代土地 一次農業 学校

性 質 訳 歳 出 内 単位万円カッコ内(%) 21, 663 その他 (12.6). 13, 582 物件費 (7.9)18, 641 補助費 その他の内訳 (10.9)費 件 36, 412 (21.2)費金金 設事業費 81,346 (47.4)

繰公維 株 出 情 補 修 金費費 扶出積 助資立 なり、歳入歳出差引三千三十一万 八千五百四十三万一千六十五円と

千七百十円の剰余金を残して決

伸び率を示しておりまして、歳入

総額二億一千五百七十四万二千七

九十二円となっており、被保険者 ついてみますと、十六万三千六百 した。また、一世帯当り診療費に

人がこの一年間に約五、二回病

医療費は、前年に対し二十三%の

国保会計の約七十九%を占める

一世帯平均六万九十一円となりま

百七十五円となりました。

これに対して歳出総額は、一億

たことになります。

また、国保への加入世帯は、年

気にかかり、十五、六日間通院し

険税は前年に対して六・六%増で

ます。

この内容についてみますと、

保

算することができました。

険者数は三千四百四十五人で村の 度末現在で一千八十七世帯、被保

人口の約三十八%が加入しており

んだのが目立っています。

なおくわしくは表のとおりです。

事業 特別 計

四年三月定例議会において料金改 た。この赤字をなくすため先般五 於ける経営は大幅赤字となりまし よるもので、このため五三年度に る借入金及び減価償却費の増加に ます。これは施設の拡張工事によ 金が大部分であります。給水原価 (費用) は九八円六八銭で供給単 水道事業会計は、収入は水道料 (販売) は七十円九四銭となり

収益的収入及支出

収入 一〇九、八一一千円

支出 一二三、一九四千円

正を致しました。

のようになります。 給水戸数 昭和五三年度の決算概況は、次 一、九八四百

> 年間有収水量一、○七四千㎡ 年間配水量 給水人口 一日平均 一日平均 二、九四二㎡ 費 三、六〇一曾 一、三一四千㎡ 八、九〇九人

資本的収入及支出 差引赤字一三、三八三千円 差引不足額六、三九八千円 三一、三七五千円 三匹 九七七千円

施された事業 五日現在で実

昨年六月十

事業所統計調査結果

ています。これを産業別にみます と増加数の最も多かったのは、 にして五○・八二%の増加となっ 全体で124事業所増 します。 所の増加、率 で一二四事業 比べると実数 お知らせいた りましたので、 所統計調査の ◎村の事業所 結果がまとま (五十年)に 前回調査時

数の変化

おります。 三十)、製造業(二七)となって 設業(四二)で、以下卸小売業

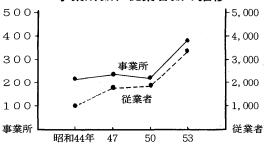
順になっており、全体で(一〇七 三人)卸・小売業(一三七人)の していることが伺われ、逆に電気 業、製造業の従業者数がもちなお 九人)の増となっております。 製造業(四九五人)建設業(一九 ◎従業者数の変化 ガス・水道・熱供給業が落ち込 産業分類別に増加数をみますと、 埼玉県全体をみてみますと、

○事業所数及び従業者数(公務は除く)

		事	業	所	数		従	業	者	数		3 1 3 10 h 10
町村名	昭和	53 年	昭和	50 年	昭和50年~	昭和	53 年	昭和	50 年	昭和50年~	1 kmi当たり	1 ㎞当たり
	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)	53年 増加率(%)	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)	53年 増加率(%)	事業所数	従業者数
江南村	368	0.18	244	0.14	50. 82	3, 413	0.23	2, 340	0.18	45. 85	16. 47	152. 78
大 里 村	281	0.14	222	0.13	26. 58	1, 358	0.09	1,250	0.10	8. 64	18.51	89. 46
妻 沼 町	1,063	0.53	972	0.55	9.36	6, 707	0.45	5, 461	0.42	22. 82	29. 36	185. 23
岡 部 町	695	0.35	612	0.35	13. 56	4,683	0.32	3, 942	0.30	18.80	23.6	156.05
川本町	376	0.19	364	0.21	3. 30	2,629	0.18	2, 328	0.18	12. 93	17. 18	120.10
花園村	303	0.15	270	0.15	12. 22	2, 294	0.15	2, 315	0.18	0. 91	19.00	143.82
寄居町	1, 254	0.62	1, 248	0.70	0.48	7, 170	0.48	6, 634	0.51	7. 63	19. 59	111.55

建

○事業所数、従業者数の推移



○産業分類別事業所数と従業者数

○/生未刀規別争未別数と 化未有数							
産業分類	昭和53年昭和			50 年			
性 未 万 規	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数			
総 数	375	3,500	251	2,421			
建 設 業	90	341	49	148			
製 造業	53	1,876	26	1,381			
卸売業・小売業	123	334	97	197			
不 動 産 業	3	6	1	1			
運輸・通信業	15	147	4	27			
電気・ガス・水道業	1	6	1	6			
サービス業	83	703	66	508			
公 務	7	87	7	81			

広報こうなん (4)



選挙人名簿を作成 農業委員会委員—

出してください。 成いたしますので、該当者はもれ 員さんを通じて配布されますので なく申請してくだざい。 で農業委員会委員選挙人名簿を作 づき、昭和五十五年一月一日現在 一月十日までに農業委員さんに提 なお、申請書は、各字の農業委 農業委員会等に関する法律に基

今年も十一月十五日をもって狩

○登録要件

一、十アール以上の農地につき、 は、農業委員会へお問い合せくだ 次のいずれかに該当するもの。 五年四月一日以前に出生した者で いて村内に住所を有し、昭和三十 昭和五十五年一月一日現在にお 耕作の業務を営む者 くわしくは、選挙管理委員会又 業委員会が認めた者を除く) おおむね六十日に達しないと農 (その耕作に従事する日数が、 前者の同居の親族又は配偶者

りました。 帳を整備しておりますが、今回新 農家基本台帳補完事業の指定を受 農業の近代化を図るための基礎資 農業委員会では農業構造の改善 更にその推進を図ることとな 農家証明等のため農家基本台

願いします。

い整備ができますようご協力をお の保有状況等に注意して、よりよ 良による一時利用の指定・農機具 討をお願いしますので、家族構成 委員さんが各戸を訪問し内容の検 農地の所有・耕作状況・土地改

猟 が 解

十二月になりますと、

担当農業

うえに、例年より多い

されている

猟が解禁になりました。 を呼びかけますが、山林や畑等で 絶対に猟をしないよう厳重に注意 内人をつけ、人家などの附近では、 日に限り猟区として解禁になりま 入猟者は一日十人に制限し、案 本村も昨年に引続き、日曜・

の農作業には気を付けてください。

ハンターの みなさんへ

〇銃口は、絶対に人に向けない。 ○銃を使用してもよい場所である とを特に守ってください。 か確認する。 正しい狩猟をするために次のこ

> ○場所を移動するとき、あるいは ○銃やタマは自動車に放置しない。 ○見通しの悪い竹ヤブ、雑木林、 あるいはタマのはね返ってくる タマを必ず抜いておく。 ような方向に発射しない。 危険な場所や休憩するときは、

山火事防止に

止につながります。 ださい。山の手天れは、山火事防 ます。今冬は是非共手入れしてく 枝打ちにより樹木は立派に生長し ています。 不足等により山林の荒廃が目立っ の時期となりました。最近は手間 雑木のきり払い、適期の間伐、 山林所有者の皆さん山の手入れ

四日、十五日、二十日、 害鳥 (ムレスズメ)の駆 二十一日の四日間、有 昨年に引続き九月十

は三千五百羽に達しました。

この期間中に打ち落したスズメ

◀解剖したらこのとおり

、たスズメ三 猟友会が害鳥駆除 作柄が心配 は不順な天 除を行いま 候に見舞れ した。今年

所で成果をあげること ができました。 だき、おかげさまで各 なさんのご協力をいた かたも、被害を大変気 にしておりました。 スズメの大群に農家 村では、猟友会のみ

農家相談所を

設

設いたします。 る農家移動相談所を次のとおり開 ント事業で、農業者の相談を受け 一、相談日 農業委員会では農業コンサルタ

午前九時より午後三時まで。 午前九時より午後三時まで 十二月六日、農村センター 十二月五日、農業総合センター

二、相談内容

営及び農家生活に関する問題等。 三、実施方法 地問題・農業経営の資金技術問題 農業者年金相談・その他農業経 農業をめぐる諸問題全般で、

のうえ後日指導・助言を行います。 相談については、関係機関へ照会 もの、その他専門的事項を要する に対し適切な指導助言を行う。 が農家から相談を受け、その相談 相談内容が他の機関に関係する 相談活動は、相談員(農業委員)

■ おしらせとあんない ■

特例納付で年金を

国民年金は一定期間保険料を納めるか、免除を受けていなければ 年金を受けることができません。

つまり、一生涯、年金が受けられない無年金者となります。

そこで、無年金者の救済措置として、昨年7月から実施されているのが国民年金保険料の特例納付制度です。

これは、今回限りの特例として 認められ、「時効」となって納め られなくなった保険料をさかのぼ って納められることとしたもので す。この特例納付ができる人は、 国民年金の強制加入の未納期間を もっている人に限られます。

保険料は、特例保険料といって、 時効となった期間1か月につき4 千円ですが、分割あるいは一括納 付ができます。

納付期限は55年6月30日までとなっており、この期限を過ぎると納めることができません。

なお、世帯更生資金で特例納付 に要する額の半額分を貸し付ける 制度ができました。

くわしくは、役場国民年金係へ どうぞ。

- 12月の納税 -

村 県 民 税 国民健康保険税 国民年金保険料 水 道 料

〔納期··12月·25日〕

◆年末のため、 期限内完納にご協力を・

勤労者応急生活資金 貸 付 制 度

県では、埼玉労働金庫とタイア ップして、「勤労者応急生活資金 貸付制度」を行っています。

これは、県内に居住する勤労者 に対して、事故・病気・災害・盗 難など予期しえない事態の発生に より、応急的に必要になった生活 資金の貸付けを行うものです。

貸付限度額は50万円、利率6%です。貸付についてくわしくは県労働福祉課(0488-24-2111代)または、埼玉労働金庫へ。

献血にご協力ください

と き 12月10日(月)1 時~3時 ところ 母子健康センター 献血できる人

次に該当すればどなたでもでき ます。

- ○年齢 満16歳以上
- ○体重 男子45kg、女子40kg以上
- ○血圧 100mm以上

移動図書館来村

と き 12月13日(木)1時~3時 ところ 江南村役場前

心配ごと相談

と き 12月25日(火)9時~12時 ところ 母子健康センター

製造業のみなさん 工業統計調査に ご協力を /

製造業を営むみなさん、今年も 12月31日現在で、恒例の「工業統 計調査」が行われます。

この調査は、都道府県及び市町村の工業の実態を明らかにすることを目的とした調査で、みなさんの事業所へ12月中旬頃調査員がお伺いしますので、ご協力下さるようお願いいたします。

県民手帳の頒布

村では、県の統計情報や官公庁の案内及び日常生活に役立つ豆知織などを収録した55年版県民手帳を頒布しております。御希望の方は役場企画課でお求め下さい。

サイズ (7×11センチ)

250円 (エンピツ付)

行政カレンダーを配布

より多くの方に、行政に対する 関心と理解を持っていただくため、 村の諸行事を初め、学校行事等を 記入したカレンダーを作成いたし ました。皆さんにご利用をお願い します。なお、配布につきまして は、12月中旬頃、区長さんを通じ、 おくばりいたします。

和五十四年度共同募金結さんにお礼申し上げますくださった地区役員さんこに募金結果を報告して

共同募金会事務局へ送金いたしまとまわる募金が得られ、十月末日上まわる募金が得られ、十月末日上まかる募金が得られ、十月末日本のご協力によって目標額を共同募金運動が行われましたが、



おいたたん

年分の計算の基が違っていては

だなア 燈下親しむ秋

なあに それの

燈下、つまり

シーズンのことだよ 電燈の下で勉強する 自由に使えて いいなア 昔は電気が

今は省エネルギー だからなア

知ってるくせに ちゃんと ああいうことを いうツ!

税の

願いします。 なるものの変更があった人 しい課税がなされるようお は、届出をして来年度の正 地の異動など課税の対象と 家屋の取りこわし、耕作

、家屋などの取りこわしがあっ うに。一月一日現在で課税。 に固定資産税が課税されないよ たら届出てください。気付かず 廃鑑しなければならないバイ

酒口 かかる税金

の酒類にかかる税金が酒税です。 酒税は、間接税の一つで、 清酒、ビール、ウイスキーなど お酒

まになっていませんか。五十四 得基本の変更について、そのま ります。四月一日現在で課税。 にしておくと軽自動車税がかか ク等はありませんか。そのまま

農地の売買か貸借など農業所

早急に税務課へ届出てください。 このような事がありましたら、 誤った所得額になってしまいます。

で、

お酒を買った人が税金を納め

転車で全国

周

たことになります。

の代金に税金が含まれていますの

異動があったら

届出を

家屋や耕作地 ―

お

金

酒と税

りますが、お酒に税金がかかって して、 いるのはご存知でしょう。 十二月は、仕事の忙しさにも増 お酒に接する機会も多くな

松浦1

- 土なわ俗にさまれている忧玉						
お酒の種類	小売価格	酒税額	負担率			
清 酒 特 級 (1.8ℓ) 清 酒 1 級 (1.8ℓ) 清 酒 2 級 (1.8ℓ) ビ ー ル (633 mℓ) ウイスキー特級 (760 mℓ) ウイスキー1 級 (720 mℓ) ウイスキー2 級 (720 mℓ)	2,010円 1,455円 1,080円 215円 2,350円 1,300円 620円	738円 386円 154円 102円 1,074円 512円 165円	(36.7%) (26.5%) (14.3%) (47.4%) (45.7%) (39.4%) (26.6%)			

(注) 小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

自分の自転車を改造してのこの 決して楽な旅ではなかった



いに全国旅周旅行を実現しました

楽しかったのは、「全国各地に

北海道に於て

畑でした。

の夢を捨てきれず退職し、念願の いたったのもこの時期、高校を卒 全国一周旅行に挑戦したものです。 業後九ケ月勤めをしましたが旅行

小江川の大久保治生さん

周自転車旅行を終えて去る十月十 九日無事帰村いたしました。 久保さんは、一年十ケ月の全国 昨年の一月江南村を出発した大

時々出かけました。全国旅行を思 高校時代、東北方面や北陸方面へ 来年成人式を迎える大久保さん 以前から自転車旅行が好きで

友だちに励まされて

テルや民宿の友達に励まされ、 が無くなると各地でアルバイトを 地震、沖縄では台風に遭遇、 した。そして、各地のユースホス してかせぎ、また夏の間は野宿も ようである。大島では、伊豆おき 、資金 つ

三百三十四㎞、 ちなみに、 走行距離は二万三千 一日平均八十~百

れました。

言う彼、最後にVサインをしてく 多くの友達が出来たことです。」と